

(参考)情報通信基盤整備推進事業

地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「**条件不利地域**」※を有する**地方公共団体**が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その**事業費の一部を補助**する。

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

【平成30年度当初予算額】 6.70億円

<補助率>

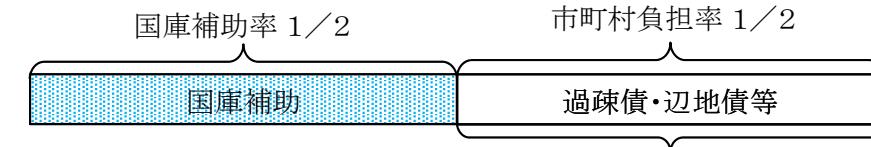
1/3 (財政力指数が0.3未満の市町村:1/2、離島市町村:2/3)

<市町村の実質負担>

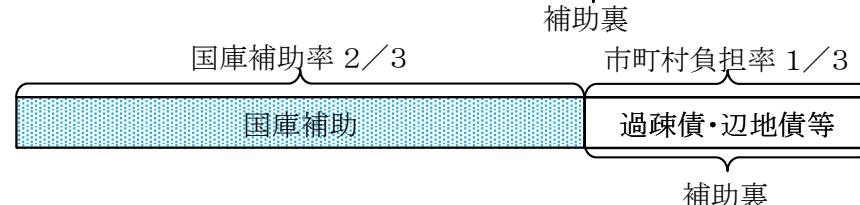
【離島以外の場合】 ● 財政力指数0.3以上の場合



● 財政力指数0.3未満の場合



【離島の場合】



※ 過疎債を充当した場合、市町村の実質負担割合は事業費の20%(財政力指数が0.3未満の市町村の場合は15%、離島市町村の場合は10%)。

<イメージ図>

